



文部科学省が新たなガイドラインを公表しました

令和4年12月スポーツ庁・文化庁が「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定しました。これまで、そのガイドラインに沿った部活動改革を推進してきたところですが、様々な課題が浮き彫りになり、国は「部活動改革実行会議」を立ち上げて協議を重ねてきました。そして、それを受けて令和7年12月に「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を文部科学省が公表いたしました。これは、これまでのガイドラインを見直し、部活動改革に向けた国の基本的な考え方や具体的な取組方針等を示したものになります。

《今回の国のガイドラインの主な方針等について》（※国のHPより抜粋）

①改革期間

- 令和8年度から令和13年度までの6年間で「改革実行期間」として設定（令和8年度～令和10年度を「前期」、令和11年度～令和13年度を「後期」とする）。
- 前期の終了時に、それまでの期間における改革の進捗状況等について「中間評価」を実施。その結果を踏まえ、後期において更なる改革を推進。

②取組方針

【休日】

- 改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す。
※地域の実情等に応じて、できる限り前倒しでの実現を目指すことが望ましい。
※現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に確実に休日の地域展開等に着手する。
※中山間地域や離島をはじめ、特殊な事情により地域展開に困難を伴う場合等には、当面、部活動指導員の配置等を推進する。

【平日】

- 各種課題を解決しつつ更なる改革を推進。まずは、国において、地方公共団体が実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行うとともに、地方公共団体において地域の実情等に応じた取組を実施。
※前期の間、国において実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行った上で、中間評価の段階で改めて取組方針を策定し、更なる改革を推進。

今回の、国の新しいガイドラインの公表により、県においても方向性を示した指針を令和7年度末までに策定の予定です。国、県の動きを注視しながら、長崎市の実態に合った取組をこれからも進めて参ります。基本的には、市の指針に示している推進計画に沿って進めていくことになります。

また、国のガイドラインに示されているように、従来の「**地域移行**」の名称を「**地域展開**」へ変更いたします。それに伴い、本通信も次号から「**長崎市部活動地域展開通信**」に変わります。

【担当連絡先】

長崎市教育委員会
地域クラブ活動推進室
三谷 白井
TEL 095-801-1716